

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会(第1回)

2014年3月18日

厚生労働省 専用第13会議室:12F

<開会、小野課長挨拶>

発言者	議事
度会室長補佐	<p>時間が少し早いようですが、委員の皆様お集まりなっておりますので、ただいまから、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。検討会開催に際し、小野家庭福祉課長よりごあいさつを申し上げます。</p>
小野課長	<p>よろしくお願いたします。家庭福祉課長の小野でございます。</p> <p>お忙しい中、また年度末の本当にお急ぎの中にお集まりいただきどうもありがとうございます。</p> <p>この在宅就業支援事業ですけれども、平成 21 年度から実施しているところがございます。能力開発ですとか、業務の開拓ですとか、また仕事の品質といったものを一体的にやって、ひとり親の方々の在宅就業支援していこうというものであったのでございますけれども、事業終了した状況などを見ますと、十分達成されていないものも見受けられるところであります。そういったこともございまして、昨年の夏に私どもで行いました専門委員会の間中まとめの中で、検証が必要であるというような指摘を頂戴したところでございます。そういったことがありまして、今回この検討会に参加いただきました先生方には、ご多忙の中ご協力いただきまして誠にありがとうございます。是非とも、忌憚ないご意見を多々お寄せいただきまして、我々の今後の検討に資するよう、よろしくお願したいと思っております。</p> <p>私、本日、国会に呼ばれて、急遽 10 時 50 分頃に退出させていただきますが、</p>

	先生方には、是非活発なご議論をお願いしたいと思っております。では、よろしくをお願いいたします。
度会室長補佐	カメラの撮影はここまでとさせていただきます。傍聴される皆様におかれましては、傍聴時の注意事項の遵守をよろしくお願いいたします。

<資料確認、趣旨説明、委員の紹介、事務局職員の紹介>

発言者	議事
度会室長補佐	最初に資料の確認をさせていただきます。配布資料は、議事次第、資料1～資料5及び参考資料の6点となっております。資料の欠落等ございましたら、事務局までお申し付けください。
度会室長補佐	<p>それでは、最初に本検討会の設置趣旨について説明いたします。資料1でございます。本検討会は平成21年度から安心こども基金で実施されたひとり親家庭等の在宅就業支援事業について、その実施状況を評価するとともに、今後の在宅就業支援のあり方などについて、ご検討をいただくこととしております。また、本検討会の委員については、資料1の2の構成のとおりでございます。後ほど、委員のご紹介とともに本検討会の座長の選任を行わせていただきます。</p> <p>本日は、1回目の検討委員会となりますので、委員の皆様を紹介させていただきます。資料1の名簿の順に紹介させていただきます。</p>
度会室長補佐	<p>労働政策研究・研修機構の周委員です。</p> <p>NTT データ経営研究所上席研究員の小豆川委員です。</p> <p>神奈川県立保健福祉大学教授の新保委員です。</p> <p>東京都社会福祉協議会東京ボランティア・市民活動センター所長の山崎委員です。</p>

	<p>一橋大学国際・公共政策大学院准教授の山重委員です。</p> <p>本日は委員全員のご出席をいただいております。</p>
度会室長補佐	<p>次に事務局を紹介いたします。本検討会は、厚生労働省委託事業で行われていますが、本検討会の事務局は委託事業者の大和総研と厚生労働省で行うこととしております。事務局職員を紹介いたします。</p> <p>大和総研コンサルティング・ソリューション第3部の鈴木です。</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長の小野です。</p> <p>おなじく家庭福祉課母子家庭等自立支援推進官の高松です。</p> <p>私は、家庭福祉課母子家庭等自立支援室室長補佐の度会です。どうぞよろしくお願いたします。</p>

<座長の専任>

発言者	議事
度会室長補佐	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、座長の選任を行わせていただきます。</p> <p>事務局からは、山崎委員に座長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様はよろしゅうございますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。それでは、本検討会の座長は山崎委員にお願いしたいと思います。山崎委員には座長席への移動をお願いいたします。</p> <p>真ん中の席になりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、山崎座長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>ご指名でございますので、このひとり親のお仕事をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ひとり親家庭の在宅就業支援事業の評価検討会の座長ということでございますので、委員の皆様方のご協力を充分いただ</p>

	かないと、なかなかこの事業の説明が行えません。どうぞよろしくお願い申し上げます。
度会室長補佐	ありがとうございました。以降の議事進行につきましては、山崎座長にお願いいたします。

<資料3. 4、5 事務局説明>

発言者	議事
山崎委員	<p>それでは、始めさせていただきます。</p> <p>本検討会の今後の進め方がございますが、資料2で事務局に作成していただきましたものがございます。本日は、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の、実施状況と課題についての資料が事務局に用意していただいておりますので、その説明をいただいたうえで、皆様から貴重なご意見を頂戴したいと思っております。第2回は、関係者の方からヒアリングをさせていただくということで関係団体からヒアリングをいただいた後で、第3回でとりまとめというようになっております。もしかすると3回でおさまらないかもしれません。とりあえず、一応3回までということで進めさせていただきますと思います。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、事務局から資料の説明をよろしくお願いします。</p>
度会室長補佐	<p>それでは、資料3と4について説明させていただきます。</p> <p>まず資料3ですが、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実施状況と課題についてとなっております。右端のスライド番号を提示しながら説明させていただきます。</p> <p>まず、1番でひとり親家庭等の在宅就業支援事業ですが、これは平成21年度の経済危機対策ということで補正予算により創設されております。補正予算に</p>

	<p>より創設されまして、安心こども基金として実施しているものであります。</p> <p>事業概要ですが、在宅で子育てなどをしながら就労できる在宅就業というものが、ひとり親家庭等にとって効果的な就業形態であるということを踏まえながら、安心こども基金を活用してひとり親家庭等の在宅就業支援事業として、下のポンチ絵になりますが、①の業務の開拓、参加者の能力開発、業務処理の円滑な遂行、これらを一体的に取り組む地方自治体の事業に助成を行う、さらに在宅就業の普及促進を図っていくというものであります。</p> <p>実施期限は、基金として平成 25 年度末として、平成 25 年度に実施しているあるいは開始しているものについては、訓練開始から訓練が終了するまで実施が出来るという形になっております。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>次に、実施状況ですが、実施箇所数は45の都道府県・市となっておりますが、45の自治体で行われていることとなります。すべてが都道府県ではなく、市が行っていたりもしますので、45 自治体という形になります。事業終了が、21府県市区になります。事業終了というのは、当初安心こども基金で平成21年度から平成23年度までの実施期限がありましたが、その後、平成23年度補正、それから平成 24 年度の補正で延長してきた中で事業が終了したものになります。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>次に、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の標準パターンとして、一般的な業務の開拓、参加者の能力開発、業務処理の円滑な遂行についてですが、スライド2になりますが、まず、業務の開拓としましては、2つの類型を想定しまして、業務を開拓するという形となっております。まず1つ目が、無理なダブルワーク等の解消につながるレベルの収入、だいたい月6万円程度の収入が得られる在宅業務になります。もう一つが、業務Bとして、生活の維持や将来の教育費支出等に備えるレベル、これは月3万円程度の収入が得られる在宅業務</p>

	<p>になります。</p> <p>具体的に言いますと、業務Aが、文書レイアウト編集など、業務Bがデータ入力などとなっています。今回のひとり親家庭等の在宅就業ですが、ITを活用したものと、非ITの2つに分かれております。ほとんどが、ITを活用したものが取り入れられております。</p> <p>次に、参加者の能力開発ですが、基礎技能を身につける基礎訓練、それと、実際に在宅業務に従事しつつ高度な技能を身につけていただく応用訓練という形で、2つの訓練を実施する形となっております。なお、訓練期間中につきましては、訓練手当を支給するという形になっておりまして、業務Aのコースであれば、基礎訓練概ね6か月であります。月5万円1日3時間程度の訓練です。応用訓練は概ね12カ月で、手当月額が2万5千円です。業務Bのコースであれば、基礎訓練6か月につきまして手当月額が3万円、応用訓練12カ月につきまして手当月額が1万5千円という形となります。</p> <p>応用訓練で手当月額が減っているのは、実際の在宅業務の従事による収入を見込んで、訓練手当を減額する形となっております。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>3つ目の業務処理の円滑な遂行についてですが、受注、在宅就業者への分配、成果物の品質確保、報酬の支払い等の円滑な遂行、それと合わせまして、在宅就業者に対する子育て面や精神面での相談支援を行う付帯事業を行えるという形となっています。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>スライド3になりますが、事業をイメージとしてあらわしたものになっております。基金期間中と右上に書いてありますが、基金期間中とは事業実施期と考えていただいてもよいと思います。この中で、都道府県・市が受託事業者にほとんどの場合が委託し、訓練自体の経費として講師謝金やテキスト作成費、会場借り上げ費などが賄われています。業務開拓では、期間中にどのような業</p>

	<p>務開拓を行っていくか、どのように就業につなげていくかなどになります。品質管理の経費としましては、作業能力に応じた分配、セキュリティ対策、納期限の遵守あるいは納品内容のチェックなどになります。また、付帯事業などの経費が受託事業者に支払われます。それから合わせて、訓練というところになります。訓練期間中の訓練手当が支払われる事業となっています。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>下のスライド4ですが、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業のイメージの基金終了後は、基本的に民間事業ベースで継続がされることが前提となっています。具体的には、業務開拓や品質管理の経費については、事業を行う中で捻出となります。訓練自体の経費については、必要に応じ受講者から受講料を徴収となります。訓練については、基金期間中に十分な在宅就業者が確保されていれば、基金終了後は補充程度で、受託事業者が事業を行う中で継続していくことがこの事業の当初の狙いでありました。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>つづきまして、次のページですが、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業のそれぞれの課題につきまして、取り組んできた内容を表しています。</p> <p>資料の5ページになりますが、具体的にどういった業務が在宅就業に適しているかという業務開拓について、セキュリティ対策について、品質の確保について、基金終了後の展望について検討してまいりました。</p> <p>資料番号 6 の(1)の業務開拓についてですが、業務例として、民間企業で提供できる業務例という形であらわしているものになります。各種帳票や文書などのデータ入力、DTP や編集、翻訳、Web 作成、グラフィック、商店街の紹介などのサイト構築、IT 推進のメンテナンスやサポート、地域の商品・サービス等の情報収集、ネットビジネスの各種情報の収集、コールセンター業務、ネット販売環境の構築や管理など、非 IT の服飾のリフォーム・リメイクなどの事例が在宅就業支援事業の中で行われてきています。</p>

	<p>次に官公庁で提供できる業務例としては、一部このような考え方だと業務が提供できるというものも含まれますが、各種帳表・文書等のデータ入力、公文書のデジタル化、行政子育てサイトの構築、防災などのマップ作り、統計資料の調査集計、水道情報などのデータ入力、サイバーパトロール、コールセンター業務などがあげられています。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>続いて、資料 7 になりますが、業務開拓取組事例としまして、具体的にあげられた事例になります。</p> <p>1 つ目が、商工会議所・商工会との連携として、ホームページの作成業務という形になっています。取組み事例としましては、県内の商工会議所・商工会・連合会と連携して、各会員向けにチラシ等のダイレクトメールを商工会議所の会報とともに送付、ダイレクトメールを送付した企業を順次訪問したり、問い合わせ対応を行うなどから事業を説明し、業務を受注するものになります。</p> <p>2 つ目が、企業の小規模な IT 業務を請負うサイトを立ち上げるという形で、業務内容としては、プレゼンテーション資料の作成、あるいはパワーポイントでのイラスト・ロゴの作成、データ入力、音声起こし、フェイスブックページのキーワードライティング、SEO 対策としてサイトの検索率を上げる対策などがあげられています。取組み事例としては、企業の小規模な IT 業務を請け負うサイト「お手伝いサービス」を立ち上げ、受託事業者が品質などを管理するものになります。</p> <p>3 つ目ですが、土日、夜間を利用した短納期業務の受注として、データ入力などがあげられています。取組み事例ですが、土日、夜間に就業可能なワーカーがいるという在宅業務の特徴を活かし、社員が残業や休日出勤で対応しななければならない業務を在宅に発注してもらう。例えば、展示会で名刺をいただいた来場者に対して、御礼のメールを即日送付する作業というものがあ</p>

	<p>す。在宅で夜間に入力し、翌朝顧客に対してメールを送付するというような活用をしたという事例があげられています。</p> <p>こういったものが、業務開拓の取り組み事例としてあげられています。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>次に、資料 8 ですが、地方自治体等における業務開拓の取組を支援する国の取組になります。</p> <p>地方自治体および受託事業者における業務開拓の取組を支援するため、厚生労働省において委託事業を実施しています。これは、先ほど紹介いたしました大和総研さんに業務委託をして、具体的な取組を推進しているものであります。</p> <p>1 つが、業界団体等への事業の説明と業務発注の働きかけになります。業務開拓は、国からの全額補助を受けて事業を実施する地方自治体および受託事業者において取り組んでおりますが、さらにその取組を支援するために、厚生労働省としても、委託事業により業界団体等への事業の説明と業務発注の働きかけを実施しております。具体的には、中小企業の団体、在宅業務の発注が見込まれる業種の団体、CSR 関連の団体それらを訪問して回り、チラシ等を用いて事業を説明あるいは業務発注の働きかけを行っております。それから、会員の会合の機会を利用し、会員企業への説明を実施して、業務発注を働きかけております。</p> <p>2 つ目が、業務開拓セミナーの実施としまして、地方自治体および受託事業者を対象に、業務開拓手法の情報交換やネットワークづくりを行うセミナーを全国数ブロックに分けて開催しております。</p> <p>その他の支援としまして、在宅就業のホームページを設け、事業を実施する地方自治体および受託事業者を紹介しております。それから、業務開拓の取り組み事例や留意点を地方自治体および受託事業者に提供しております。資料5.</p>

	<p>6. 7などは、ホームページを通じて地方自治体あるいは受託事業者に提供しています。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>次のページが、在宅就業の中でいろいろと問題となるセキュリティ対策あるいは品質の確保になります。これらについても、ホームページで情報公開したり、地域でのセミナーの中で説明してきたものになります。</p> <p>1つが資料9になりますが、個人情報保護対応としまして、これにつきましては画像のマスキングあるいは画像分割という形で個人情報保護を確保しているものになります。2つ目が、機密保持・情報漏えい対応になります。まず、データセンターと在宅を結ぶ通信回線、インターネット上の情報転送の際は暗号化を施しております。それから、在宅作業者のパソコン、端末ですが、こちらには作業情報を残さない形をとっております。それから、受託事業者につきましては、ISMS などの認証を目安とし、セキュリティの管理体制や定期的な外部監査を受けている企業・団体を対象とする対策が取られております。</p> <p>次に、資料の 10 番目になりますが、品質確保という形で、作業として、作業者のスキル分けによる品質の確保が行われています。エントリーアンドベリファイ方式としまして、図のようになりますが、1人が行った原票の内容を他のパンチャーが同じ原票の内容を確認するといった取り組みや、作業者の適性に応じて、数値記号入力や文字入力に業務分けを行うなどにより、作業適正と成果物品質の確保が行われています。</p> <p>次に、作業納期遵守のための品質の確保ですが、バックオフィスを置きまして、受注および納品前後にバックオフィスで補助できるチームを配置して、在宅業務の進捗度合いに応じてバックオフィスの作業量を調整しながら、納期までの成果物生成工程を管理するといった取り組みが行われています。</p> <p>これらを紹介しながら、在宅就業支援として推進しております。</p>

	<p>これまでが、在宅就業の取り組みといったものを紹介させていただきました。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>資料の 11 になりますが、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実施状況がどのようなものであったかをまとめたものになります。</p> <p>現状ですが、平成25年4月1日時点のものとなります。</p> <p>先ほどもご説明いたしましたが、平成21年度補正予算で安心こども基金に250億円を積み増し、事業を開始したということになります。実施期限は、当初、平成23年度末でありましたが、平成23年度および平成24年度補正予算で延長を行い、平成25年度末までとなっています。</p> <p>これまでに45自治体で事業を実施し、事業終了分を含め約170億円の執行を見込んでいます。</p> <p>事業の実施状況ですが、平成24年度までに事業を終了した自治体が21自治体24事業となります。平成25年度までが、23自治体23事業、平成26年度に事業を終了する予定が4自治体4事業ということになっております。自治体数は、各年度別に計上していますので一部重複しておりますが、45の自治体で事業が実施あるいは継続がされています。</p> <p>事業終了後は、自治体または委託先の実施団体の事業として、在宅就業の継続が一定程度行われることを目標としていますが、多くが目標に至っていない状況にあります。</p> <p>次に、実施状況ですが、平成25年3月末までに事業終了した21自治体24事業の実施状況です。総事業費が55億9千万円、訓練開始人数2,801人、訓練終了者数2,034人、就職者人数412人、在宅就業の従事者数が756人という状況です。この在宅就業の従事者数についてですが、一部の自治体では人数が把握できないとの状況にありまして、把握できた自治体の集計結果となっております。</p>

	<p>次に、(2)の在宅就業による平均月収額ですが、これは訓練終了の翌月から3か月間における在宅就業による収入の平均をみたものであります。平成25年の4月1日時点のものですが、各区分ごとに見ますと、5000円以下というものが496名中294人となっており、59.3%となっています。次に5,001円から1万円が8.9%、10,001円から2万円が8.9%、20,001円から3万円が4.6%、30,001円から4万円が3.0%、40,001円から5万円が4.4%、50,001円以上が10.9%という状況であります。全体の状況で見ますと、5000円以下が最も高く59.3%、また3万円以下となりますと8割以上という状況にあります。</p> <p>事業費規模は、実施期間や参加者の人員等により様々ではあります。参加者1人あたりに要する費用の平均をみますと、その額は訓練開始時においては約200万円、訓練終了時で見ますと約275万円という費用が使われているという形となっております。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>資料12は、ひとり親家庭への支援施策の在り方についての報告であります。先ほど小野家庭福祉課長からも紹介がありましたが、専門委員会でまとめられた、事業の検証が必要であるとの指摘事項を抜粋し掲載させていただきました。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>資料の13から14は、平成24年度で事業が終了した自治体の具体的な状況を示したものであります。</p> <p>左端の番号は、各自治体の番号を示したというよりも個々の事業者の番号を示したのになります。自治体名は出しておりませんが、番号にて今回の検討会の資料として提示いたします。</p> <p>この中で、あげているものは、この事業にどれだけの費用が使われているかを示した総事業費でありまして各事業ごとのそれぞれの費用があらわしてあります。</p>

次の項目は、対象者ということでひとり親家庭等の在宅就業支援事業を行うにあたって各自治体でどういった方を対象としたかを示しております。ひとり親あるいは寡婦、障がい者、高齢者となっておりますが、多くのところがひとり親・寡婦の方が人数的にも多い状況にあります。

次の項目は、募集人数、それに対する応募人数、訓練を開始した人数、訓練終了人数となっております。この訓練開始から訓練終了人数(C)に至るまでのものは、在宅就業支援の中の基礎訓練から応用訓練の終了までをさしています。そこには、基礎訓練から応用訓練に移らなかった方や、各訓練の中で続けられなかった方が含まれたものとなります。

続きまして、業務内容ですが、在宅就業支援事業の中でどういった業務が行われたかというものになります。基礎訓練につきましては、基礎的ものを行っておりますので、その次の応用訓練の中で業務開拓を行いながら、実施された業務内容がそれぞれ示されています。この中で、025番、026-1番、039-2番、これらが非ITという形で行われたものになります。そのほかは、ITという形で行われたものになります。

基礎訓練の中身ですが、多くの形が e ラーニングの仕組みを使って行われています。また、e ラーニングの中でも集合訓練を合わせて行われている状況にあります。先ほど、非IT のものを紹介しましたが、038-1番も該当します。

次は、事業の開始時期ならびに事業の終了時期を示しています。

続きまして、事業費係数の①は、総事業費に対して訓練開始人数における1人当たりの経費を表しています。この中で最も費用が低いのが、026-1番非ITのものになりますが、1人当たり45万5千円となっております。IT関係で申し上げますと、008番が1人当たり70万5千円となっております。1人当たりの費用が最も高いものとしましては、020番の380万6千円となっております。これらの平均は、1人当たり199万4千円となっておりますが、一番高いものと

	<p>一番低いものを比較するとその差が300万円以上の差になっております。</p> <p>続いて、事業費係数②であります。これは訓練終了時人数に対して1人当たりどれだけ事業費がかかったかを表したものです。これにつきましては、訓練終了時の人数で算出されていますので比較も難しいところではありますが、平均すると274万6千円となっております。最も高いのは、020番の845万8千円となっております。続いて010番の553万2千円となっております。</p> <p>こういった事業が、これまで行われてきた状況となっております。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>資料15に移りますが、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業における訓練の実施状況と訓練終了後の参加者の状況になります。ただいま紹介いたしました13-14ページの事業につきまして、訓練開始から訓練終了における訓練修了率について示したのになります。</p> <p>資料中ほどに、訓練修了率を示してありますが、平均をみますと72.6%となっております。最も低いものでは、010番の40.5%となっております。</p> <p>続いて就職者(D)あるいは在宅就業従事者数(E)ですが、訓練を終了した方がどういった状況にあるかを示しています。就業者につきましては、訓練修了者2,034人のうち就職者が412人、在宅就業従事者ここには就職者(D)も含まれますが全体で756人となっております。右の在宅就業従事率としては、平均では37.2%となっております。一部自治体では、在宅就業者数を把握できていないところもありますので、参考値という形になりますが、平均は37.2%となっており、一番低いものは、030番の6.3%になります。こういった状況が事業終了時の参加者の状況になります。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>続きまして、資料の16ページになりますが、在宅就業による平均月収、先ほど紹介しました平均月収につきまして事業ごとの状況を示したのになります。</p> <p>各事業それぞれみますと、分析が難しい状況ではありますが、例えば5万円</p>

	<p>以上の状況でみますと、008 番あるいは 040 番、042-1 番では、収入が高い状況にあります。</p> <p>008 番、040 番、これをみますと収入状況の分布としては各分布にそれぞれの人数がいる状況も見られます。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>次に、資料番号の 17～20 ページですが、これは現在も事業が継続されているものも含めた全体の状況になります。</p> <p>これは、全体の状況を示しておりまして、平成 25 年 3 月に事業を終了したものあるいは今年の 3 月に事業終了予定のものも含めた、全体で45箇所の自治体の状況を示しております。こちらの資料の説明につきましては、省略させていただきます。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>次に、資料4に移りますが、ひとり親家庭支援施策の見直しの全体像についての資料となります。</p> <p>これは、昨年7月の専門委員会の中で報告書がまとめられましたが、中間まとめの中で指摘された現状の課題、具体的な対応というものをご紹介させていただきます。</p> <p>中間まとめの中で、支援施策全体の課題、個別の支援施策の現状と課題につきまして、それぞれ指摘されております。</p> <p>支援施策全体の現状と課題につきましては、各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分、地域により支援メニューにばらつきがある、支援施策が知られず利用が低調である、経済的に厳しい父子家庭も存在ということになっております。これは、在宅就業だけではなく、ひとり親家庭施策の全体像についての指摘であります。</p> <p>この具体的な対応としましては、相談支援体制の構築という中で、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築するという形で、支援</p>

	<p>メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築、支援施策の広報啓発活動の強化、ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備、父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底という形となっております。</p> <p>かっこ書きで、予算の予、法律の法、税制の税という形で示されておりますが、平成26年度予算案で獲得したもの、あるいは税制の改正が認められたもの、法律改正事項という形となっております。</p> <p>個別の支援分野の現状と課題としましては、支援メニューの充実として示してありますが、1つ目は就業支援、2つ目が子育て・生活支援、子どもへの支援、3つ目が養育費確保、4つ目が経済的支援として現状と課題がそれぞれ示され、それに対応した形で支援メニューの充実を図る施策となっております。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>次のページ資料の2になりますが、これは今年の2月14日に国会の方に出させていただきますが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案としてその概要を表しております。この中で、1つ目が次世代育成支援対策の推進・強化、2つ目がひとり親家庭に対する支援施策の充実という形で、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部改正を現在国会に提出させていただきます。</p> <p>資料3の方が、具体的なひとり親家庭支援施策の主な改正事項ですが、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立すること、そして子どもが心身ともに健やかに成長できるように、また、子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化するといった形となっております。これは、平成22年の児童扶養手当法改正附則の施行3年後の検討規定に基づく見直しという形で法律案として出させていただきます。</p>

具体的には、1 つ目はひとり親家庭への支援体制の充実になります。都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的实施、周知、支援者との連携・調整、2 つ目が現在の母子自立支援員の名称を母子・父子自立支援員にします。そうした方々の人材確保・資質向上というものになります。3 つ目が関係機関による相互協力についての規定を設けるといったものになります。

2 つ目が、ひとり親家庭への支援施策そして周知の強化ですが、就業支援の強化としまして、高等職業訓練促進給付金というものですが、これは看護師あるいは保育士などの資格を取得する際の生活の支援といった形で給付金を支給しておりますが、これを法定化し現在課税となっているものを非課税化するという形になります。2 つ目が、子育て・生活支援の強化として、保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加する形になります。そして、子どもへの相談・学習支援、あるいはひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を生活向上事業として法定化するという形になります。これは、現在就業支援事業が行われておりますので、これに加えて生活向上事業という形で法定化するものになります。そして、施策の周知の強化として、就業支援事業、あるいは生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定する形になっております。

3 つ目が、父子家庭への支援の拡大としまして、現在の法律名を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称いたしまして、父子家庭への福祉の措置に関することを明確に表す形になっております。2 つ目ですが、母子福祉資金貸付等というものがありますが、これが現在母子家庭となっておりますので対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体あるいは基本方針、自立促進計画こういったものにつきまして父子家庭も対象として追加し、名称をそれぞれ母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体という形に改称していく内容となっております。

	<p>次に、児童扶養手当法の改正ですが、これは現在児童扶養手当につきましては、公的年金が受給できる場合につきましては原則支給しないという形になっておりますが、その公的年金が児童扶養手当よりも低額な場合には、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給という形での改正を行う形になっております。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>資料4・資料5につきましては、これは予算上の措置としまして、平成26年度予算案において、提出させていただいたものになります。平成26年度予算案の中で、新規に取り組んだものあるいは拡充を行うものとして、あげさせていただいたものになります。全体では、8億2千万円で提出させていただいております。</p> <p>1つ目が、総合的な支援のための相談窓口の整備、2つめが支援施策の充実強化となっております。</p> <p>ひとり親家庭の支援に関する様々な課題に対しまして、具体的な施策として総合的な支援のための相談窓口の整備としまして、母子自立支援に加え新たに就業支援専門員を配置し、ワンストップの相談窓口で適切な支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を実施するという内容になります。</p> <p>これらの施策と合わせ、就業支援施策の充実強化としまして、就業支援関連事業等の充実強化として、身近な地域での事業の充実強化を行うこととし、就業支援講習会の拡充や相談関係職員の研修等の充実、個々の状況に即した自立支援プログラムというものがありますがこれは児童扶養手当受給者の個別の支援プログラムを策定するものの拡充、就職活動等の際の生活援助や保育サービスの提供等の拡充という内容になります。</p>

	子どもへの支援の推進としまして、子どもが気軽に相談できる児童訪問援助員の派遣の拡充や、子どもの心に寄り添うピア・サポートも行いつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う学習支援ボランティア事業の拡充を行うものになります。
度会室長補佐	資料 5 が、これらのひとり親家庭等への総合的な支援の全体的な展開を示したものになります。 それぞれの取り組みにつきまして、1 つ目が総合的な支援のための相談窓口の整備、母子自立支援員に加え新たに就業支援専門員を配置し、適切な支援メニューを実施する。こういった中で、就業支援、子育て・生活支援、子どもへの支援、養育費の確保、経済的支援こういった事業を展開していくといった形になります。
度会室長補佐	以上が、資料3および資料4の説明になります。

<委員より議事>

発言者	議事
山崎委員	大変ありがとうございました。このことにつきまして、ご意見あるいはご質問ございますでしょうか。
山重委員	資料13ページからの事業の実施事例についてですが、こちらの事業費の中には訓練手当は含まれるのでしょうか。
度会室長補佐	はい、含まれております。
山重委員	それ以外の費用としては、具体的にはどのような経費になりますか。 もう1点は、収入の分布がありますが、こちらに対して5万円以上の収入を得るためにはかなり働かなければいけないと思うのですが、それぞれの方についてどのくらいの就労の時間があるのかデータをサンプルでも構わないので

	<p>手に入れますか。これがあると、実質的な賃金率などがみられるのですが。入手の可能性を感触でも構いませんので教えてください。</p>
度会室長補佐	<p>1点目のご質問、事業費で訓練手当以外にどのような費用がかかっているかとのことですが、資料3をご参照いただきご説明いたします。</p> <p>この中で、訓練自体の経費としましては、講師謝金、テキスト作成費、集合訓練に際する会場借り上げ費、環境整備のための通信機器・訓練機器の貸与あるいは回線費などがあげられます。</p> <p>次に、業務開拓の経費としまして、業務分配の経費、セキュリティ対策費、業務チェック体制を管理するための経費があげられます。</p> <p>そのほかには、事業により有無はありますが、付帯事業としてのひとり親家庭への相談支援や子どものネット機器を使った学習支援などの経費があげられます。</p>
山重委員	<p>経費は、申請して支払われる形ですか。</p>
度会室長補佐	<p>都道府県が事業の仕様書を作成し、各事業者が企画提案を行い、その提案内容を審査したうえで委託事業者が決められる流れになります。</p>
山重委員	<p>経費は実費ではなく、最初の段階で計算されたものになるのですね。それが実際に使われたかどうかはどのようにチェックしますか。</p>
度会室長補佐	<p>それは、事業が終了した時点でチェックされることとなります。</p>
度会室長補佐	<p>質問が先に出てしまいましたが、資料5についてご説明いたします。ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の評価と在宅就業支援の在り方に関する論点になります。こちらには、事務局提案として今後の進め方などをまとめてあります。</p> <p>1つ目のひとり親家庭等の在宅就業支援事業の評価の論点としましては、事業の目的・目標としまして事業の可否や達成度の検討になります。2つ目が、</p>

	<p>事業内容について対象者や実施方法、事業費用等についての検討になります。3つ目が、事業結果について訓練参加者と訓練終了者の状況、在宅就業による収入状況等の検討になります。4つ目が、訓練終了者に対する地方自治体の支援状況についての検討になります。</p> <p>2つ目ですが、これまでに行ってきたことを踏まえながら、在宅就業支援施策の在り方に関する論点になります。1つ目が、在宅就業支援施策の必要性の検討になります。2つ目が、在宅就業支援施策の進め方の検討になります。これらを論点としてあげさせていただきます。</p> <p>また、お手元には参考資料としましてひとり親家庭の支援についてを提供させていただきました。これは、ひとり親家庭の支援につきまして、現状のひとり親家庭の主要統計データ、ひとり親家庭等の自立支援策の体系、体系の具体的なものとして、Ⅰ子育て・生活支援、Ⅱ就業支援、Ⅲ養育費の確保、Ⅳ経済的支援という形で、それぞれ具体的な現在の取組みや支援施策が示されております。また、Ⅴとしましてひとり親家庭施策の在り方に関する検討を資料4でご説明いたしましたものと同様のものが示されております。</p> <p>こちらのご説明は省略させていただきますが、就業支援関係では在宅就業以外の施策がⅡの中にまとめられております。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>先ほどの山重委員からのもう1点のご質問への回答ですが、それぞれの就業者における就業時間のデータにつきましては、次回委員会にて資料を提供させていただきます。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>それでは、これまでの説明を受けまして、皆様からご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。</p>
<p>周委員</p>	<p>意見と確認したい事項があります。</p> <p>母子世帯と父子世帯について、子育てしながら働くことがありますので、在宅</p>

就業については母子家庭を中心にかなりニーズはあると思います。私たちが行った調査でも、子供の面倒を見ながら仕事があれば仕事をしたいとのニーズがありました。ただし、労働市場では在宅就業の状況は厳しいとの現状があります。過去に私は個人業務請負を研究したことがありまして、在宅就業の場合は、雇用ではなく個人業務請負という形で行われていることがほとんどです。自分で業務を取ってくる営業力が必要で、仕事の進捗を管理する、納期を守るなどは1人ではなかなか難しい状況です。自営業という位置づけなので、社会保険もなく、雇用保険もなく、かなり不安定な状況にあるというのが在宅就業の現状になります。それを踏まえた上での、母子世帯が在宅就業可能な体制を整えることでは、この事業は意義があると考えています。実際には、データを見ると就業の状況はかなり厳しいものであり、事前予想と一致しているもの見られます。

各事業のデータを開示していただきたい。結果をみると、事業によってコストパフォーマンスのばらつきがある。例えば、1人当たりのコストがもっともかかっている20番の事業、1人当たり平均380万円くらいかかっていますが、だからと言って就業状況が良いわけではない。一方では、比較的成本はかかっていないが、就業状況がそこそこなものも見られる。40番の事業だと、訓練修了率は69.4%であって、在宅就業率は90.6%になっています。16ページの平均月収額を見ると、収入のばらつきはあるものの、月5万円以上稼いでいる方も14人います。事業によっては、今後の参考になるものも見られます。出来れば、事業1つ1つを精査し、なぜコストパフォーマンスが悪いものと良いものがあるのか、コストパフォーマンス良いもののきっかけは何であるのか、委託事業者の意欲が高かったのか、応募してきた方の能力や意欲が高かったのか、そういった背後の状況が分かると今後の参考となると思われます。

他方で、非ITよりもIT事業の方が多いという特徴がみられます。在宅就業で

	<p>は、IT 事業の方がやりやすいとのことはあります。IT事業の場合は、各自治体で個別に実施するよりも、各地区の知恵を集結して実施したほうが、規模の経済が働きますし、事業の効率が上がります。例えば、ITの業務があった場合は1か所に作業を集約して、適任する人に仕事を振り分けるなど、ヘッドクォーターのようなセンターのようなものがあれば、効率が良くなっていくものだと思います。そういったことについては、民間事業者で実施されているものもあり、在宅就業で有名なのは、田澤由利さんがワイズスタッフにて全国の女性を中心にスタッフを集めてWeb作成やデータ入力などの業務を行っています。この事業の目的は、ひとり親を支援することとなっているので、似ている業務を集約するような機関があればよいと思います。以上2点になります。</p>
山崎委員	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>
新保委員	<p>周委員のご意見をデータで証明するためには、単純な数値として何カ月で投資したものが回収できるのかといった数値を見せていただけるのが分かりやすいと思います。例えば、平均月収で事業係数②を割ったものだと何カ月で回収できるかが分かります。</p> <p>提示いただいたデータから見ると、5万円以上という選択肢を選ぶような調査票になりますでしょうか。そうだとすると、数値は出てこないなと考えられます。</p>
鈴木	<p>月額報酬は、選択式になっています。</p>
新保委員	<p>平均月収の詳細データで事業係数②を割った数値があれば、どの事業が比較的うまく回っているのかが分かります。それが出来ないのであれば、それに近い数値をお示しいただいたうえで、どの企業がどのようにして職業訓練を実施し、その結果が就業率の向上に結び付いたかどうかのケーススタディーを行わなければいけないと思います。</p> <p>事業全体としては、当初にたてられた目的である在宅就業の拡大に向けて、</p>

	<p>能力開発・相談支援等を一体的に行うという目標はとても素敵なものですし、是非今後もその目標を設定したいなと考えます。しかしながら、この在宅就業というものを考えると、ひとり親家庭であったとしても子どもはいずれ成長していきますので、いつまでも在宅でというのではなく、在宅就労がその後の就業に結びつくようなプログラムや方策を考える必要があると思われます。</p>
小豆川委員	<p>第1番目の論点についてですが、事業の目的・目標についてですが、この事業に関しましては、在宅就業が子育てをしながら就労する効果的な就業形態であるとなっています。業務開拓、参加者の能力開発、業務処理の円滑な遂行などを一体的に取り組むとのことですが、個々の事業者に対して具体的な数値目標、KPI のようなものを持っているのでしょうか。例えば、どれくらいの人たちが訓練を終えることによって、どれくらい稼ぐことになるのかといった具体的な数値目標を持っているのでしょうか。</p> <p>全体のパフォーマンスを構成する要素としては、トレーニングの質の問題、委託事業者の業務開拓がどれくらい行えるかが非常に重要であります。また、個々の方々のスキル評価としまして、エントリーした段階でどのくらいのスキルを持ち、就労意欲がどのくらいあるのかが重要であります。ただ、トレーニングを受けていればよいと考えている人も、相当程度いるのではないかと思います。</p> <p>特に、個々の事業者のパフォーマンスのばらつきを見てみると、そういったところで目標全体の共有がきちんとなされていないのではないかと印象を受けます。これらに対する、具体的な情報はありますか。</p>
山崎委員	<p>ただいまの質問への回答をお願いいたします。</p>
度会室長補佐	<p>細かなデータは手元にありませんが、数値目標で具体的なものが示されていたかについては確認いたします。</p>

山崎委員	ご質問の数値目標については、次回回答とのことですが、トレーニングの質の問題、業務開拓を委託業者がどれくらいしたのか、スキル強化だけでなく意欲や目標について、これらに関するデータは提供可能ですか。
鈴木	<p>データとしては、あまりないと思われます。ただし、数値目標に関しましては各自治体では、事業後に月3万円や5万円などの収入目標が設定されてはいます。多くの場合は、そこまで達していない状況にあります。</p> <p>スキル評価ややる気の評価につきましては、どこの事業でもワーカーを募集する段階でのスキルチェックや面接を行い入り口の段階での能力判定はしております。また、訓練が進む中でも個別に面談をするなどケアは実施されています。それについて、面談の回数などの数値は個々の事業者記録としてはあると思いますが、今手元にはない状況です。</p> <p>やる気につきましては、事業のヒアリングを通しても大きな要因であることが分かっております。そういったことが、事業の成否に影響していることはあるかと思われます。</p>
小豆川委員	事業終了までに脱落している方がいますが。それはどのような事由からでしょうか。
鈴木	<p>脱落の理由としては、様々な要因がありますが、1つには就職があげられます。これは好ましい例になり、訓練を受けたことによりスキルが身について就職したものです。これは受託事業者や自治体にとっても、推奨したい事例になります。</p> <p>もう1つが、個々のご家庭の事情で、転居するなどがあります。3つ目が、スキルの問題で事業者の求めるスキルに到達しないものです。事業を進める中で、何回かのテストがありますので、そのテストに合格しないものになります。</p> <p>他には、チーム・集団で作業しているものもあるので、仲間が辞めることでの</p>

	<p>脱落もあります。</p>
<p>度会室長補佐</p>	<p>補足になりますが、資料14になりますが、募集人数・応募人数の数字が出ております。募集人数が 2,749 人に対し応募人数が 6,387 人の中で、訓練を開始した人数は 2,801 人となっております。各自治体では、事業開始のために選考に努力をされている状況になります。また、在宅就業支援事業は e ラーニングで行われていることもありますので、就業をしながら訓練をしている方もある程度います。なるべく具体的な数値を出せるかについては検討いたします。</p>
<p>山重委員</p>	<p>先ほど、このようなひとり親の在宅就業支援に対して前向きな意見がありました。が、個人的にいうと、極端な話をすればこういう事業はやめた方がいいのではないかと意見を現時点では持っています。この印象は、委員会を通じて変わればよいと思っております。これだけ実態としてうまくいっていないですし、これを改善されることでうまく機能するような印象が現時点でないものですから、私個人としてはこの事業に対しては存続の廃止を検討することもあり得るのではないかと印象を持っています。この時点で共有するものとしては、そのような見方もあるということを提示させていただくことで、今後より良い議論が出来ればいいのではないかと考えます。</p> <p>大きく分けて2つのポイントがあります。1つ目は、子育てをしながら就業を継続することはひとり親に限った問題ではないと思います。共働きの世帯においても、子育てをしながら就業を続けるということが大事なポイントですので、なぜひとり親だけに在宅での仕事をするための訓練を行うことに意義があるのかがよくわかりません。今、ひとり親の方でも保育所に子どもを預けて仕事をすることは十分可能だと思いますので、なぜ在宅就業を普及させる必要があるのかが一番わからないことです。さらに、在宅就業は低賃金になりがちなものです。低賃金になりやすい就業の訓練をひとり親に与えるということは、低</p>

	<p>賃金の働き方を身につけてしまうことにつながるのではないかと思います。低賃金になりがちな在宅就業の支援ではなく、一般的なひとり親の能力に応じた仕事ができるような、在宅に限らない職業訓練をしていくのが望ましいのではないかと考えます。むしろこのような仕組みが普及すると、ひとり親の方が低賃金で働き続けることにつながるのではないか。例えば、子育てが終わって働こうという時期になっても、低賃金で働くことを続けてしまいがちになることがあるのではないか。在宅に限らず、一般的な就業支援・訓練を進めていく方が良いのではないか。</p> <p>ひとり親世帯の支援という観点から、在宅を中心に事業を展開していくことは大きな疑問があります。</p> <p>もちろん、今回やられたことの成果の一つとして、在宅での仕事が提供されやすい環境づくりには貢献したと思います。事業者の取り組みなどから、在宅の仕事を増やすことには貢献していますが、その仕事が必ずひとり親に届くとは何の保証もないように思います。共稼ぎ世帯であっても、専業主婦であっても在宅で仕事ができるならばしたいと思う方は潜在的に多いと思います。従って、在宅の業務の拡大を狙っても、ひとり親に行き渡るかはわからず、ひとり親の支援としては全くの未知数に思われます。</p> <p>ひとり親の就業支援としては、在宅就業の推進は費用対効果からもったいない気がしますし、他の支援に使うべきではないかと思われます。あくまでも、現段階での最初の印象になります。</p>
周委員	<p>今のご意見への補足意見になります。この事業が導入された背景は、マルチジョブホルダーという母親が結構いるという現実があります。アルバイト1つでは家庭を養えず、いくつもの仕事を抱える母子家庭の母親が現実にあります。少しでも過酷な労働をしているひとり親家庭を助けようとの趣旨で、在宅就業</p>

	<p>を推進する必要があるとの理念が当初あったと思います。</p> <p>もう1つ、訓練の内容はITが中心なので、訓練は無駄ではないと思われます。</p> <p>ここで身につけたスキルは、在宅でのスキルだけでなく雇用者として働いた場合にも役立つものです。身につけたスキルが、ずっと低賃金の在宅就業しかできませんということではないと思います。将来的には、自分たちの状況に応じて雇用の形で働こうという選択肢も可能であると思われます。</p> <p>ただ、在宅就業は日本の労働市場全体において低賃金労働に傾いているので、あえてこのような就業形態を推し進める必要はないと思います。必要とする母親がいる場合は、状況に応じて支援をすることも可能です。山重委員のご指摘の通り、母子に限定することはないと思います。他の低所得の世帯においてもニーズはあると思うので、事業を行うのであれば母子世帯専用の事業ではなく、すべての必要とする家庭を対象とした方が良いと思います。</p>
山崎委員	<p>ありがとうございます。確かに、母子世帯の働き方を見ると正規の仕事をして、子どもの御飯を済ませた後、夜また働きに出て11時間以上就業している方もたくさんいます。正規の仕事にプラスするという仕組みで考えていただくことが必要なのかもしれません。</p> <p>ただ、在宅就業の条件は厳しい低賃金の内職に近い形ではありますが、ITをただ身に着けただけでなく、もうひとつスキルアップすることにどれくらい貢献できるかというプラスアルファを活かせるかを考えることが重要ではないでしょうか。</p>
山重委員	<p>会議の内容とはなれるかもしれませんが、ダブルワークの方がいてこのような事業が始まったことは想像できますが、短時間で2・3万円の報酬を得られるケースには見えなく、相当時間を取られているのではないかと思いますので就業時間を知りたいと指摘いたしました。</p>

	<p>もう1つは、ダブルワークしなくても生活できるような支援をひとり家庭対策としてあげるのが良いと考えます。検討会の枠を超えますが、給付つき税額控除のように、働いた所得に補助金を与えるような形で、例えば時給をかさ上げするようなもので、ダブルワークをしなくても子育てできるような支援を大きな絵の中では考えることがいいのではないかと思います。ただし、実現は難しいようですので、それまでのつなぎの対応として別なことを考えなければいけないことはよくわかっております。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>所得に対する税控除は、諸外国においてはその国の所得水準に照らして実施されており、特にひとり親にとってはありがたい制度であると考えます。日本の母子家庭の母親は、他国と比べて厳しい状況に置かれていますのでそのようなお考えは重要であると思います。</p> <p>他に何かございますか。</p>
<p>新保委員</p>	<p>ひとり親家庭のお母さんたちにとって、初めての仕事は、精神的に落ち込んだところから最初の仕事として訓練をしていく流れは大変有効であると思います。ですから、この事業が無意味であったとは思えません。非常に意味があったと思います。</p> <p>ただし、やり方においてもう少し工夫が必要な面はあったように思います。先ほども申しましたが、何らかの形で雇用に結び付けていく、次の段階に結び付けていくなどの道筋つけていかなければならないと思います。その道筋が、少なくとも今の段階ではあまりよく見えていないと思われます。</p> <p>道筋のつけ方ですが、先ほど周委員は040番のケースに注目されていました。私は、費用を回収するのに何カ月かかるのかと申しましたが、008番のケースが最も短い期間で回収されています。008番と040番はとても対照的なケースに見えます。比較的5万円以上の収入が多い事業ではありますが、008</p>

	<p>番のケースでは就業率が10%になります。つまり、成績が優秀な方だけがフルタイムのお仕事をできるようなケースと思われます。一方で040番を見ますと、パートタイムで在宅就労を行った方が多いと思われるケースになります。この2つをもう少し細かく見てみたいと感じております。008番については、在宅就労から次の段階に進むことも含めて、学ぶことがあるのではと感じております。040番は、この事業が本来めざしていたものとして成功したものではないかと思われます。決して収入が高いとは言えませんが、一定の成果があったのではないかと感じております。</p> <p>この2つのケースについて、もう少し詳しく教えていただけないかなと思っております。</p>
度会室長補佐	040番と008番のケースにつきましては、次回の検討会に資料として出させていただきます。
山崎委員	080番は、訓練開始時点での人数が多いですね。040番は、5万円以上の人数は多いのですが5千円以下も多く、プログラムが分かれている事業のように見えます。この2つのケースは、検討材料として役立つかもしれません。
周委員	<p>もう1点確認事項があります。訓練期間の長さについて、大半は基礎訓練が6カ月になっており、応用訓練が12カ月という設定になっています。業務内容を見ている限りでは、6か月もかかるものには見えません。長い期間が必要となるには、業務内容とは異なるもう少し高度な訓練がeラーニングで行われていたのかと推測してしまいます。</p> <p>母親のニーズから見ると、在宅就業を希望する母親には2種類あり、1つ目はマルチジョブホルダーの方でメインの仕事をしながらプラスアルファとして在宅就業を希望する方になります。2つ目は、在宅就業だけを専門でやってきたいという方もいると思います。在宅就業だけを専門的やっていきたい方にとって</p>

	は、訓練期間が長すぎるように思われます。母親の状況によっては、訓練期間にばらつきがあってもいいのではないのでしょうか。そのような制度設計であれば、母親の状況にフィットしたものであったのではないかと思われます。
度会室長補佐	今のご質問は、基礎訓練の期間が長いとのことでしょうか。
山重委員	訓練期間中の就業状態を考慮して、6か月という期間を設定しているのですよね。
度会室長補佐	E ラーニングの方式でやっていますので、受講者が自由な時間に学習ができる形で基礎訓練が実施されております。
小豆川委員	達成度ということで、例えば期間の目安などの縛りはないのですか。
度会室長補佐	基礎訓練の6か月、応用訓練12カ月という期間が目安となっています。
小豆川委員	1か月のなかでの学習、進捗状況など細かなマイルストーンのようなものは設定されていないのですか。
度会室長補佐	訓練コースをそれぞれ分けて行っている事例はございます。細かなデータは資料として出させていただければと考えております。
鈴木	事業者さんは、事業採択段階で訓練プログラムを提示しています。何のためにどの程度の期間が必要かという訓練計画は皆さんもっています。 訓練期間が長いのではないかとの話ですが、当初として始まった15自治体では、基礎訓練6か月、応用訓練12カ月で始められていますが、そのあとに事業がスタートした自治体では先行事例などをみて訓練期間を短くしているものもあります。事業内容や訓練内容に合わせて訓練期間はそれぞれ設定されています。
山重委員	そもそも e ラーニングで、就業スキルが身着くイメージがないのですが。実際に説明し質問を受けるインタラクションを通じて、仕事を覚えていくのであって、e ラーニングを通じて仕事を身につけるイメージがわからないのですが。来

	<p>てもらって学習するのであれば、集中で2週間くらいのトレーニングで済むように思われます。基礎訓練6か月の実態が分からないのでご紹介いただけませんか。</p>
鈴木	<p>eラーニングだけではなく、集合研修も実施されています。集合研修の意味としては、スキルアップに加え、受講生が孤独にならないような精神的なケアも含めて実施されています。</p>
山重委員	<p>サンプル的に、事業計画のようなものを提示いただくことは可能ですか。どういった訓練を受けるのかについて、事例でも構いませんのでご提示いただきたいです。</p>
山崎委員	<p>ひとり親のお母さんの中には、DV被害や性暴力の被害の方などがいて、外に出られないあるいは接見禁止などを持つ方もいます。私どもの周りでは、母子生活支援施設にこちらが出向いて行って講習を行ったり、SEの方をボランティアとして個々の自宅に訪問してスキル養成を行ったことがあります。外に出ることが難しい方にとっては、デリバリーサービスになります。読売新聞での募集に応じて、650人ほどの多くのボランティアの方にご協力いただき、その方たちをトレーナーとして訓練することを行いました。寄り添い型にすると、事業の成否に影響することもあるのかもしれませんが。</p> <p>また、ひとり親には様々な方がいますので、いろいろな条件を加味しながら事業を進めていくことが必要なのかもしれませんが。事業を利用されている方をヒアリングしながら、どのような工夫がなされているのか、その観点を精査することが必要ではないでしょうか。</p> <p>また、自治体によっては、広報での啓発が十分に利用者に届いているのか届いていないのかといった問題もあるかもしれません。</p>
新保委員	<p>質問になりますが、資料3によりますと在宅就業者に対する子育て面や精神</p>

	面での相談支援というものがありますが、これらはだれが行うことを想定しますか。業務を受け取って事業者が実施するのか、行政が実施するのか、何かモデルのようなものはありますか。
度会室長補佐	在宅就業者に対する子育て面や精神面での相談支援の1つの事例としては、受託事業者が自治体と相談して、別の専門的な方へお願いしているものがあります。そちらは次回紹介させていただきます。
山崎委員	そろそろ時間になりますので、今後のスケジュールを事務局よりご説明いたします。
度会室長補佐	委員の皆様ありがとうございました。本検討会においては、7月頃までに最終的な取りまとめを目指しており、ご多忙のところ大変恐縮ですがご協力をお願いいたします。 次回の専門委員会の日程につきましては、4月22日火曜日 10:00 とし、関係者からのヒアリングを予定しております。関係者のヒアリングにつきましては、全国母子寡婦福祉協議会の副会長の鉄崎様、シングルマザーズフォーラム理事長の赤石さま、ハンドインハンドの会上席研究員の佐藤様、この3名からお伺いすることを予定しております。
山崎委員	それでは終了とさせていただきます。 次回は、それぞれの方の意見を聞かせていただくということになります。
度会室長補佐	次回には、本日宿題となりました資料等をご提示させていただきます。
山崎委員	傍聴の皆様ありがとうございました。